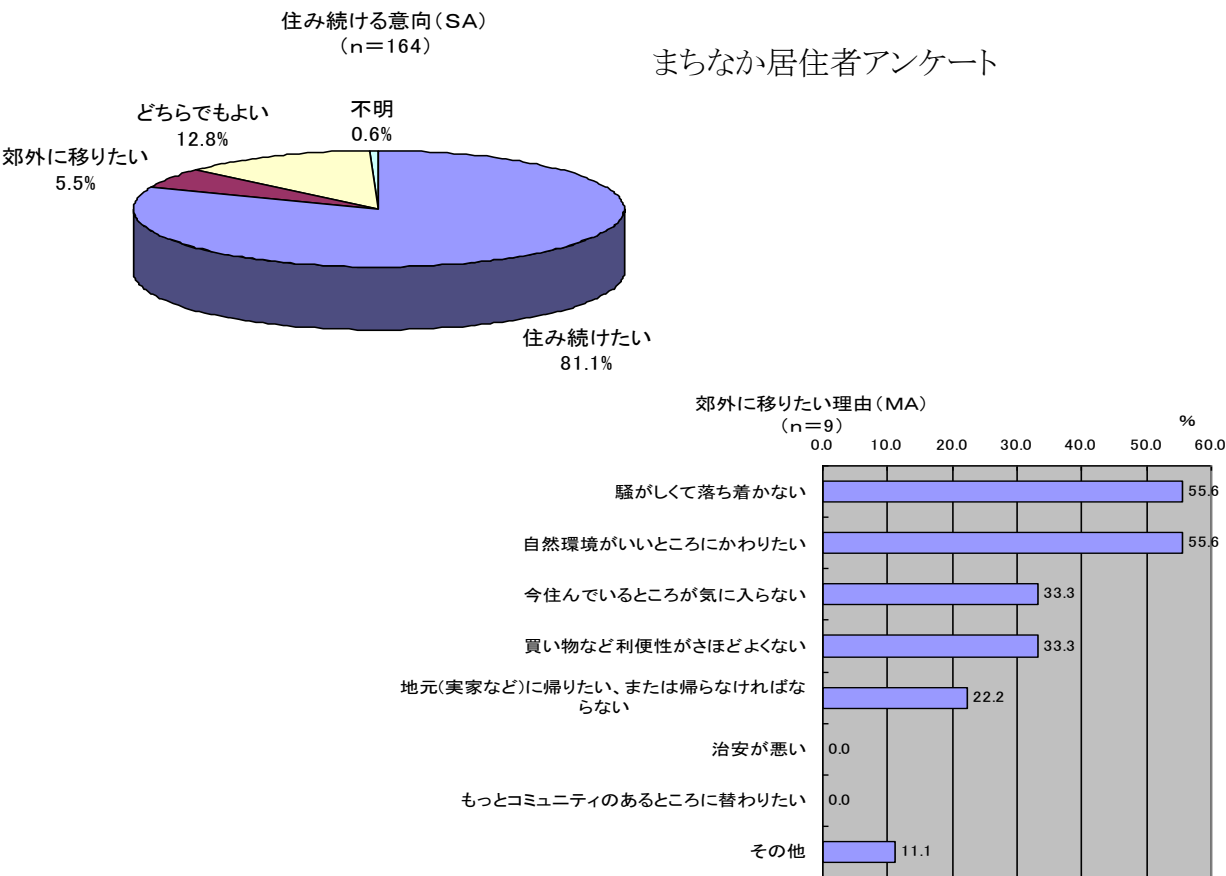


6.公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1]街なか居住の推進の必要性

現状分析

- 中心市街地の人口は、ドーナツ化現象により人口の減少が進み、昭和 50 年代の人口には回復していないものの、過去 10 年間は微増傾向にあり、現状では民間のマンション建設が進んでいる。今後について、地元業者への聞き取りによると、中心部におけるマンションの需要は強いものがあるとの見方が多い。しかしながら、100 円パーキング等の小規模な低未利用地は増加しており、低未利用地の有効活用を進めていく必要があるため、今後、土地の高度利用を促進する必要がある。
- まちなか居住者アンケートによると、電車・バスによる移動のしやすさが他を大きく上回り、また、各種都市機能が集中していることで、生活の利便性の高さがまちなか居住につながっていることが伺える。まちなか居住者の 8 割は今後も住み続けたいと考えているが、残り 2 割は、騒がしくて落ち着かないことや、自然環境が少ないことから郊外への移住も検討しており、これは郊外居住者アンケートでも住みたくない理由の上位 2 つとなっていることから、憩いと潤いのある生活空間としての中心市街地が求められている。



- 上記のような現状により、民間マンションが今後も建設されることが見込まれる中で、快適で暮らしやすい生活空間の形成を目指し、引き続き、既存ストックを有効活用した総合的な取り組みにより、民間の住宅建設を誘導していく必要がある。

まちなか居住推進の必要性

これらの現状を踏まえ、まちなか居住推進を図ることで、中央商店街及び周辺地域の賑わいの創出、観光交流人口の増加、商業の振興に寄与し、中心市街地の活性化を図るために必要な事業として、以下の事業を基本計画に位置づける。

<フォローアップ>

基本計画に位置づけられた事業については、毎年、事業の進捗状況を調査し、各事業主体と十分協議した上で進捗管理を行うとともに、位置づけられた事業の中心市街地活性化に対する効果を検討し、必要に応じて事業の見直しや改善を図ることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、 内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の 内容及び実 施時期	その他の 事項
1. 地域優良賃貸住宅（高齢者型、一般型）の建設助成の優先的配分 平成20年度～	松山市	子育て世帯、高齢者世帯等の居住の安定に配慮が必要な世帯を入居対象とした民間賃貸住宅について、毎年度、高齢者型・一般型それぞれ一棟分の建設整備費及び家賃低廉化助成の枠を設け、中心市街地活性化区域内の事業を認定する際には、優先的な採択や駐車場台数の軽減等の優遇策を講じるものである。 この事業により、中心市街地への良質な賃貸住宅の誘導を行い、まちなか居住を促進するものである。	社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業） 平成20年度～25年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし。

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、 内容及び 実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支 援措置の内 容及び実施 時期	その他の 事項
2. 新たな まちづくり に 向 け た、まちづ くり初動期 支援事業 平成19年 度～ (再掲)	松山市 中心市街 地活性化 協議会 関係権利 者	(再掲)P97		